



2023年5月23日

各位

会社名 株式会社 Rebase
代表者名 代表取締役 CEO 佐藤 海
(コード番号: 5138 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 大辻 琢磨
(TEL 03-6271-4660)

取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関する議案を、2023年6月27日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

II 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)

(1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第 361 条第 1 項に基づき、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額 300 百万円以内(うち社外取締役分は年額 30 百万円以内)とすることをご承認いただき、今日に至っております。

本議案に基づき、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、税制適格ストック・オプションとしての新株予約権を年額 80 百万円以内の範囲で発行することとさせていただきます。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名(うち、社外取締役1名)であります。

(2) 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)

①新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は 400 個とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は 40,000 株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- c. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得の条件

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注)上記の内容については、2023年6月27日開催予定の当社第9期定時株主総会において、「取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 Rebase コーポレートグループ IR 担当

お問い合わせフォーム：<https://www.rebase.co.jp/ir-inquiry/>